

住民監査請求書

2008年5月8日

名古屋市監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り
代表連絡先 請求人ら代理人
名古屋市中区丸の内3丁目6番4号弁護士法人リブレ
電話番号 052-953-7885 FAX052-953-7884
弁護士 新 海 聡

第1 請求の要旨

1 当事者等

申立外奥村文洋氏は平成13年度の、同斉藤実氏は平成14年度の、同堀場章氏は平成15年度の、同桜井治幸氏は平成16年度の、同佐橋典一氏は平成17年度の、同岡本善博氏は平成18年度のそれぞれ名古屋市会の議長の職にあった者である。なお、それぞれの議長在職期間は別紙記載の通りである。

2 政務調査費の支給についての条例の規定

(1) 名古屋市においては、名古屋市政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」と言う。）3条1項により、名古屋市会の各会派に対し、月額550,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に交付する、と規定している。

(2) 本件条例4条は政務調査費を「議長が定める用途基準に従って使用する」と規定しつつ「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」として議長の裁量を限定している。

これを受け、名古屋市政務調査費の用途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程2条では、用途を別表に記載したものに限定している。別表の内容は以下の通りである（()内は例示）。

①調査費

本市の事務及び地方行財政に関する調査研究活動並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）

②研修費

調査研究活動のために行う研修会・講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会・講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
(会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

③会議費

調査研究活動のために行う各種会議に要する経費
(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)

④資料作成費

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
(印刷・製本代、原稿料等)

⑤資料購入費

調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

⑥広報費

調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、会場費、送料、交通費等)

⑦事務費

調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)

⑧人件費

調査研究活動を補助する職員(臨時職員を含む。)を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

(3) 政務調査費の収支報告と議長の調査義務

会派の代表者は毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出する(本件条例5条1項、2項)。一方、本件条例6条は「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。」と定め、また、名古屋市会政務調査費の交付に関する規則(以下「本件規則」と言う。)第6条第2項は、会派の経理責任者に会計帳簿の調製と領収書等の証拠書類の整理ならびに5年間の保管義務を課している。したがって、議長は、収支報告書が提出された後5年間は会派の経理責任者に対して、会計帳簿や証拠書類の閲覧、調査をする権限を有することになる。

そしてこの調査の結果、目的外支出が認められた場合には、収支報告書の補正を命じ、会派は補正によって生じた目的外支出に対応する政務調査費の金額を名古屋市に返還するべきこととなる。

この議長の調査権限は、本件条例6条が「政務調査費の適正な運用を期するため」と記載していることからみて、当該会派について目的外支出の疑いがあった場合には義務的である。本条例の規定上、政務調査費の支出の適否を判断する会計帳簿や証拠書類を第一次的に調査できるのは議長のみであり、議長が調査権を行使しない場合には、政務調査費の適正な運用を確保することは不可能だからである。

3 政務調査費の支出の基準

地方自治法100条13項は地方公共団体が「調査研究に資するため必要な経費の一部として」政務調査費を交付することができる、と定めている。

この規定が「調査研究に資する経費の一部として」と定めず、「調査研究に資するため必要な経費の一部として」（下線は請求人）と定めていることからみれば、本規定は経費の支出時点において、当該経費の支出の目的が調査研究にかかわるものであることを要求している。したがって、当該経費が調査研究に資するものでない場合はもとより、結果的に調査研究に資するものであった場合であっても、経費の支出時点においては調査研究活動を目的としないものへの交付も禁止していると解釈すべきである。

このことは、そもそも政務調査費が地方公共団体の会派の政務調査活動に対する補助金（地方自治法232条の2）であることに鑑みれば、当然であろう。補助事業はあくまでも会派の政務調査活動であるところ、結果的に政務調査活動に資するものであれば政務調査費の支出が許される、と解釈してしまうと、あらゆる議員の活動への政務調査費の使途を許容する結果となり、会派の政務調査活動を補助事業とした趣旨を無視する結果となるからである。

4 平成13年度の自民党名古屋市議団の共通経費の使途

(1) 自由民主党名古屋市議員団（以下「自民党名古屋市議団」と述べる）では、月額一人あたり55万円支給される政務調査費について、5万円を市議団の共通経費（団費）とし、残り50万円を議員の政務調査活動に使うもの（以下「個人支給分」と言う。）としてきたとの説明をし、これに適合する内容の収支報告書を提出している、としている。

(2) ところで、自民党名古屋市議団の平成13年度の政務調査費のうち共

通経費を調査した結果、以下の合計13,584,541円が目的外支出であることが明らかになった。

①使途不明金 5,458,517円

共通経費分の収入は14,401,705円(1,705円は利子)であるが、支出金額を合計しても8,943,188円にしかならない。差額は5,458,517円となる。因みに名古屋市に返還した残金は0であったから、この5,458,517円全額が使途不明である。

②飲食費 2,246,880円

共通経費の支出のうち、飲食費が2,246,880円に上る。しかし、飲食費はいかなる意味でも政務調査活動に要する費用とは言えない。したがって、飲食費に対する政務調査費の支出は地方自治法100条13号に反する支出であり、違法である。

③懇親会費 644,086円

共通経費の支出のうち、644,086円が懇親会費として支出されていたが、懇親会費の支出も単なる飲食への支出であって政務調査費による支出は違法である。

④懇談会費 269,466円

共通経費のうち、269,466円を支出しているが、これも懇談会費の支出に名を借りた飲食費である。懇談会に要した飲食に政務調査費としての支出がゆるされるのは、飲食費の支出が懇談に必要な場合に限られる。しかし、本件の飲食については、懇談に必要な不可欠とは言えないから、違法である。

⑤議員総会 436,245円

議員総会へ436,245円を支出しているが、議員総会はいくまでの会派の活動であって、政治活動である。意見交換や情報交換によって結果的に議員の審議能力の強化につながる、という効果があるからといって、議員総会の際の昼食の会食が政務調査活動を目的としたものではないし、審議能力の強化という効果があるからといって、政治活動が政務調査活動に変質するものではない。よって、議員総会への支出も政務調査費の支出としては違法である。

⑥執行部会 199,167円

執行部会への199,197円を支出しているが、会派とはそもそも、共通の政策のもと、議会で多数派をとることを目指して集合し

た存在であるから、政策決定に向けた執行部会の会議は会派の活動そのものであって、政務「調査」活動ではない。すなわち、執行部昼食会や政調会の場合は、政務「調査」活動の「結果」をもとに議論する場であって、既に政務調査活動は終了した段階での会合なのである。

よってこれに対して政務調査費を支出することは目的外支出にあたる。

⑦自由市民、カレンダー費 4, 108, 000円

自由市民の発行は会派の広報活動であって、政治活動に含まれる。政治活動に対する政務調査費の支出は地方自治法100条13号に反する。なお、規程2条には、広報費への政務調査費の支出を認める定めがあるが、これは「調査研究に資する」ためにのみ支出を許容する地方自治法100条13号に違反する規程であって、本支出を正当化するものではない。

⑧名刺代 69, 930円

名刺代は政務調査費から支出することは許されない。

⑨予算要望印刷費 152, 250円

予算要望活動も政務調査活動ではなく、会派の政治活動そのものであり、地方自治法100条13号に反する。

5 返還義務と時効による返還義務の消滅

(1) 以上のとおり、自民党名古屋市議団が平成13年度に支出した共通経費中、上記合計13, 584, 541円は政務調査費の目的外支出に該当するから、同会派はこれを平成14年5月1日以降、名古屋市に返還すべき義務があった。

(2) ところが、自民党名古屋市議団はこれを履行しないまま、本日に至っている。ところが、同債務は名古屋市に対する不当利得返還債務であって、5年の消滅時効にかかるから、平成19年4月30日の経過をもって時効消滅したことになる。

6 歴代議長の重過失

(1) 一方、自民党名古屋市議団が収支報告書を議長に提出した平成14年4月30日から、名古屋市の自民党名古屋市議団に対する不当利得返還請求権が時効によって消滅した平成19年4月30日までの間に就任した議長は、平成13年度ないし平成18年度の6名であるが、これら6

名の名古屋市会議長のうち、誰かが本件条例6条の調査権限を行使していれば、上記不当利得返還請求権を名古屋市が行使できたはずである。

- (2) ところが、平成13年度ないし平成18年度の議長はだれも条例6条の調査権限を行使せず、その結果、自民党名古屋市議団の政務調査費の目的外支出の事実を明らかにできなかったため、名古屋市の自民党名古屋市議団に対する不当利得返還請求権の存在を覚知できず、その結果、名古屋市の自民党名古屋市議団に対する不当利得返還請求権が時効によって消滅したことになる。
- (3) しかしながら、本件平成13年度の自民党名古屋市議団の政務調査費の支出に対する平成13年度ないし平成18年度の歴代の議長の調査権限の不行使を許容することは、条例6条が議長に調査権限を付与した意味を完全に没却するものである。すなわち、議長の調査権限の不行使を許容することは、そもそも条例6条が議長に調査権限を付与することで、政務調査費の支出の適法性の第一次的なチェックを議長に任せた趣旨を無視する結果となるのであって、条例6条が許容する事態ではない。
- (4) しかも、上記目的外支出の事実は、自民党名古屋市議団が保有する共通経費の帳簿（証拠1）を見れば容易に理解できたことも明らかであることに加え、自民党名古屋市議団において共通経費が余剰金としてプールされていた事実や飲食に政務調査費が支出されていた事実、自由市民の印刷費などに政務調査費が支出されていた事実などは同会派所属議員のみならず、議長に就任するほどの市会議員として長い経験を積んだ議員であれば、これを認識していたことと見ることができる。よって、上記6名の議長は、目的外支出を知り、または容易に知り得べき地位にありながら、あえて調査権限を行使しなかったことは明らかである。
- (5) 以上のとおり、平成13年度ないし平成18年度の6名の議長は本条例6条に基づく権限を行使すべき義務があることは明らかであり、かつ、平成13年度の自民党名古屋市議団の政務調査費に目的外支出があることを知り、あるいは容易に知りうる立場にあったと言えるから、調査権限を行使しなかったことは、違法な調査権限の不行使にあたる。

そして、そのため、上記不当利得返還請求権の存在を特定しないままこれを時効に帰せしめた歴代議長の行為は、名古屋市の財産管理に重大な過失によって市に時効消滅した上記請求債権額相当の損害を与えたことは明らかであるから、民法709条に基づいて、連帯して時効消滅請求権相当額を名古屋市に賠償する義務がある。

第2 求める措置

以上の通り、別紙記載の歴代議長は調査権限を行使すべき条例上の義務があるのにこれを怠り、その結果名古屋市が自民党名古屋市議団に行使すべき金13,584,541円の不当利得返還請求権を重大な過失によって時効に帰せしめたと言えるから、共同不法行為者として連帯して名古屋市に上記請求権相当額を賠償する義務がある。

よって監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

記

名古屋市長は別紙記載の平成13年度ないし平成18年度の名古屋市会議長に対し、連帯して金13,584,541円を市に賠償させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

- | | |
|------|--|
| 証拠1番 | 平成13年度の自民党名古屋市議団の共通経費の帳簿の写し |
| 証拠2番 | 平成13年度の自民党名古屋市議団の共通経費の用途を集計したもの（監査請求人作成） |
| 証拠3番 | 名古屋市会の歴代議長名（監査請求人作成） |
| 証拠4番 | 平成13年度政務調査費に係る収支報告書について（自由民主党名古屋市会議員団作成） |

添付書類

- | | |
|----------|-----|
| 事実証明書の写し | 各1通 |
| 委任状 | 1通 |

請求人目録

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

代理人目録

名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 階 名古屋第一法律事務所

電話 052-211-2236 FAX052-211-2237

弁護士 佐 久 間 信 司

名古屋市中区丸の内 2 丁目 16 番 23 号 丸の内ステーションビル 8 階

電話 052-220-5151 FAX052-220-5152

弁護士 杉 浦 英 樹

名古屋市中区丸の内 3 丁目 6 番 19 号 ライオンズシティ久屋 503 号室

電話 052-961-1600 FAX052-961-1615

弁護士 滝 田 誠 一

名古屋市中区丸の内 3 丁目 6 番 41 号 リブビル 6 階 弁護士法人リブレ

電話 052-953-7885 FAX052-953-7884

弁護士 新 海 聡

同 所

弁護士 佐 竹 靖 紀

同 所

弁護士 間 宮 静 香

名古屋市熱田区神宮 2-6-16 南陽ビル 名古屋南部法律事務所

電話 052-682-3211 FAX052-681-5471

弁護士 濱 蔦 将 周

名古屋市中区丸の内 3 丁目 6 番 4 号 リバーパーク丸の内 4 階

電話 052-953-7800 FAX052-953-7801

弁護士 西 野 昭 雄

名古屋市中西区城西 1 丁目 12 番 12 号 パークサイドビル 2 階

電話 052-529-6155 FAX052-524-6424

弁護士 平 井 宏 和

名古屋市中村区椿町 1 5 番 1 9 号 大和生命名古屋ビル 2 階

電話 052-459-1750 FAX:052-459-1751

弁護士 小 島 智 史

平成13年度自民党政務調査費
(共通経費分)

共通経費分支出	飲食	2,246,880
	懇親会	644,086
	懇談会	269,466
	議員総会	436,245
	執行部会	199,167
	自由市民+カレンダー代	4,108,000
	名刺	69,930
	予算要望印刷	152,250
	資料作成費	80,000
	パソコン	248,388
	コピー機	160,127
	事務用品代	64,497
	新聞	103,459
	本	160,693
	合計	8,943,188 ①

共通経費分収入	平成13年4月～ 平成14年3月分 政務調査費共通経費分	14,400,000
	利子	1,705
	合計	14,401,705 ②

共通経費分収入－共通経費分支出(②－①)	5,458,517
平成13年度収支報告による残金(返還額)	0 ③
使途不明金[(②－①)－③]	5,458,517

☆今回の住民監査請求で返還を求める額の内訳

使途不明金	5,458,517
飲食	2,246,880
懇親会	644,086
懇談会	269,466
議員総会	436,245
執行部会	199,167
自由市民+カレンダー代	4,108,000
名刺	69,930
予算要望印刷	152,250
	13,584,541

名古屋市会の歴代議長名

	就任	退任	氏名	現在の所属会派
平成13年度	平成13年5月	平成14年5月	奥村文洋	民主党市議団
平成14年度	平成14年5月	平成15年5月	齊藤 実	名古屋市会自民党
平成15年度	平成15年5月	平成16年5月	堀場 章	自民党市議団
平成16年度	平成16年5月	平成17年5月	桜井治幸	自民党市議団
平成17年度	平成17年5月	平成18年5月	佐橋典一	民主党市議団
平成18年度	平成18年5月	平成19年5月	岡本善博	自民党市議団